

20歳になつたら国民年金

(20歳以上の学生の国民年金の加入について)

駒 士 学

学 生 部

国民年金法の一部を改正する法律（平成元年法律第86号）の施行に伴い、学生で20才以上の者は、平成3年4月1日から国民年金第1号被保険者（当然加入）として適用を受けることとなりましたのでお知らせします。

学生の皆さんも本年4月から国民年金に加入が義務付けられました。

国民年金は、原則として20歳以上60歳未満の全国民が加入することとされていますが、今まで学生については本人の希望による任意の加入とされていました。

そのため、加入者も少なく在学中に事故や病気等により障害の状態となった場合に、国民年金に加入していないため、障害基礎年金を受けられないという事例も少なくありません。

また、老後に支給される老齢基礎年金は、20歳から60歳までの40年間加入することを前提としていますので、卒業してから加入すると40年間の加入ができなくなるため、満額の年金が受けられることとなります。

このようなことから、制度が改正され平成3年4月1日から学生も国民年金に加入が義務付けられました。これによって、満額の老齢基礎年金と障害基礎年金の給付が保証されることになります。

保険料は月額9,000円です。学生という事情から保険料を納めることができない者には、保険料の納付が免除される制度もあります。また、保険料の免除を受けた期間は、10年内であれば就職後でも納めることができます。免除される一例は下記のとおりですが、この免除制度は、本人の申請となります。

加入の手続きは、住民票を登録している市区町村の国民年金担当窓口で行うこととなっています。親元から離れて下宿している等の場合で住民票を居住地に移していないときは、生家族に連絡して加入の手続きをしてもらってください。

平成3年4月1日現在、20歳以上の者は平成3年4月1日から、平成3年4月2日以後に20歳に達するものは20歳の誕生日の前日から、14日以内に加入手続きを行うこととなっています。

●免除される一例

(サラリーマン4人所帯で学生1人の場合)

	国 公 立	私 立
親と同居	年収約600万円以下	年収約680万円以下
親と別居	年収約660万円以下	年収約740万円以下